事 務 連 絡 令和4年12月14日

各都道府県消防防災主管部(局) 御中

消防庁救急企画室

発熱患者等の相談窓口の周知に係る新型コロナウイルス感染症緊急包括 支援交付金の活用について

今冬における新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を想定した対応については、「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備への対応について」(令和4年10月18日付け消防庁救急企画室事務連絡)等により、発熱患者等の相談体制の強化と周知徹底等をお願いしているところです。

別添のとおり、今冬の対応において、都道府県の受診・相談センターなど新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を周知する場合、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用することが可能とされておりますので御留意願います。

当該相談窓口を周知する機会を捉え、#7119 等についても併せて周知するなど、効果的な周知方法をご検討ください。

貴部(局)においては、引き続き、貴都道府県衛生主管部(局)等の関係者との連携など必要な対応に努めていただくとともに、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨を周知されますようお願いします。

なお、本事務連絡の内容については、厚生労働省と協議済みであることを申し添えます。

・「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)に関するQ&A(第7版) について」(令和4年12月12日付け厚生労働省医政局医療経理室等事務連絡)

https://www.mhlw.go.jp/content/001023132.pdf

【問合せ先】

連絡先 消防庁救急企画室

担 当 (#7119 に関すること)

岩田補佐、神尾係長、嵯峨田事務官

(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関すること)

飯田専門官、岡澤補佐、石田係長

TEL: 03-5253-7529, FAX: 03-5253-7532

E-mail: kyukyuanzen@soumu.go.jp

事 務 連 絡 令和4年12月12日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局医療経理室厚生労働省健康局結核感染症課厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分) に関するQ&A(第7版)について

令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)について、今般、別添のとおり「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)に関するQ&A(第7版)」を作成いたしましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)に関するQ&A(第6版)」(令和4年10月28日)から追記等を行った部分に下線を付しております。

関係部分抜粋

- ○新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業
- 1 帰国者・接触者相談センターで外国人に多言語対応を行うため通訳者を雇用したり、資料を翻訳したりする経費も補助対象となるのでしょうか。

(答)

- 〇 補助対象となります。
- 2 「偏見・差別とプライバシーに関するワーキング・グループ これまでの 議論のとりまとめ」(※)において、「関係者が今後更なる取組みを進めるに 当たってのポイントと提言」が示されているが、ここに列挙されている相談 体制の構築、普及・啓発等について地方自治体が取り組むとした場合に、国 から何らかの支援を受けることができるのでしょうか。

※https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/henkensabetsu_houkokusyo.pdf (答)

- 新型コロナウイルス感染症に関する相談体制の構築については、緊急包括 支援交付金の交付対象となっているので、今般ご照会のあった偏見・差別解消 のための相談体制の構築などについても当該交付金の対象として差し支えあ りません。
 - 3 「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス 感染症に対応する外来医療体制等の整備について(令和4年10月17 日事務連絡)」において、発熱患者等の相談体制の強化と周知徹底が求め られているが、相談体制の周知について、新型コロナウイルス感染症緊急 包括支援交付金を活用することは可能でしょうか。

(答)

○ 「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感 <u>染症に対応する外来医療体制等の整備について(令和4年10月17日事</u> <u>務連絡)」を踏まえ、今冬の対応において、相談窓口を周知する場合、補助</u> 対象とすることは可能です。

例えば、感染が流行している時期に数回、地域住民に対して直接的に周知を行うために、新聞の折り込み広告やチラシのポスティング等を利用して、 紙面を配布する方法が考えられます。